平成２７年（フ）第４５１号
大阪市住吉区長居１丁目２番12―1202号
債務者　太田　年明
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東田　展明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１号
山形県鶴岡市稲生１丁目３番11―32号　どんぐり第２住宅、住民票上の住所山形県鶴岡市稲生２丁目22番29―11号
債務者　渡邊　　均
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　充崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第１２号
山形県鶴岡市稲生２丁目22番29―11号
債務者　渡邊とみ子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　充崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月13日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第１４０号
熊本市西区上代８丁目８番14号　ディアス城山201
債務者　圓佛　　嘉
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　光也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１７号
秋田県横手市梅の木町７番28号
債務者　堀江　重雄
1　決定年月日時　平成27年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　帥仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第１８号
埼玉県さいたま市中央区上峰２－２－17　ウィンルック与野202、住民票上の住所秋田県横手市安田原町５番７号　カンパーヌⅡ202
債務者　堀江　重信
1　決定年月日時　平成27年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　帥仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第８１号
茨城県那珂郡東海村村松3082―32、住民票上の住所茨城県小美玉市佐才677番地
債務者　小塙　正一
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂手木克好
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第４９号
三重県四日市市小杉町963番地１　ロジュマンＹＵＲＩ．Ａ―201
債務者　岩本　正隆
1　決定年月日時　平成27年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石脇　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２３３６号
札幌市西区発寒１条２丁目４番８号　カーサエスパシオⅠ―Ｃ２号
債務者　茅野小百合
1　決定年月日時　平成27年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古瀬　康紘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月21日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第５９号
北海道帯広市西14条北３丁目２番地34　北都ハウス２階号室
債務者　土本　正人
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第６０号
北海道帯広市西14条北３丁目２番地34　北都ハウス２階号室
債務者　土本　真樹
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１０２号
盛岡市黒石野２丁目１番22号　アンビシャス101号、旧住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡南２丁目25番４号　サウスウィンド103
債務者　大庭さおり
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第９６号
愛知県岩倉市東新町仲浦１番地　岩倉団地21棟405号
債務者　大春　文彦
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２０号
岡山県津山市山北375番地７　ルバンヴェール山北１―301
債務者　安藤　正美
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第２９号
福岡県嘉麻市上臼井1934番地　碓井笹原団地22号
債務者　福田　輝人
1　決定年月日時　平成27年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第６６号
千葉県松戸市常盤平７丁目３番地　常盤平公団住宅２街区12棟102号
債務者　久保田弘樹
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部